

- 令和4年3月山口県での野生イノシシにおける陽性確認時、福岡県、大分県について、検査の強化及び経口ワクチン散布の準備を依頼。
- 福岡県、大分県では、中国地方各県とともに、令和4年5月まで集中サーベイランスを実施。また、**経口ワクチン散布の準備として、大分県が令和5年3月に県協議会を設立し、全国協議会に加入。**福岡県でも県協議会の設立等の体制整備に着手。また、**令和5年6月に宮崎県が自主的に県協議会を設立。**
- 令和4年度**、沖縄県を除く九州全県で、サーベイランスの目標頭数である年間299頭以上の検査を達成しており、各県において、**野生イノシシにおける浸潤の可能性が高いとは言えない状況。**

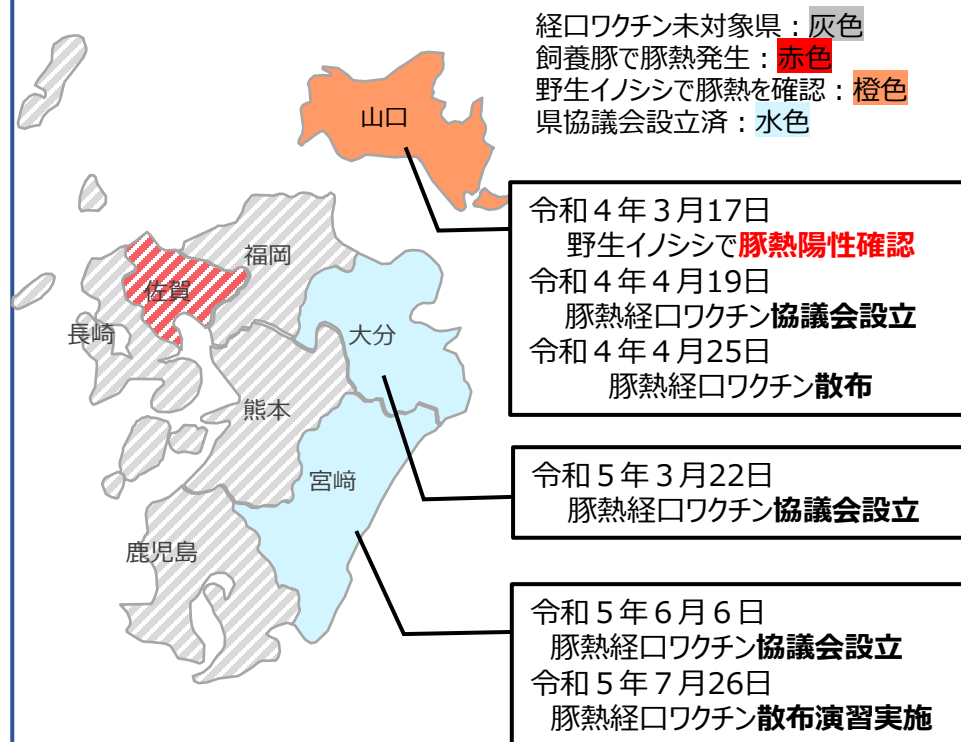
○各県におけるサーベイランス状況について

R4年度は沖縄県除く九州全県で、サーベイランスの年間目標である299頭を達成。

	R2.10.1～ R3.9.30	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～ R5.3.31	R4.9.1～ R5.8.31
福岡	53(0%)	152(0%)	636(0%)	363(0%)
佐賀	45(0%)	49(0%)	382(0%)	440(0%)
長崎	45(0%)	67(0%)	315(0%)	297(0%)
熊本	61(0%)	127(0%)	304(0%)	316(0%)
大分	66(0%)	237(0%)	325(0%)	262(0%)
宮崎	56(0%)	326(0%)	316(0%)	444(0%)
鹿児島	22(0%)	151(0%)	305(0%)	247(0%)
沖縄	8(0%)	7(0%)	65(0%)	178(0%)

当該期間で299頭以上の検査が実施されている場合、黄色で塗りつぶしている。

○経口ワクチンの散布体制の整備状況について



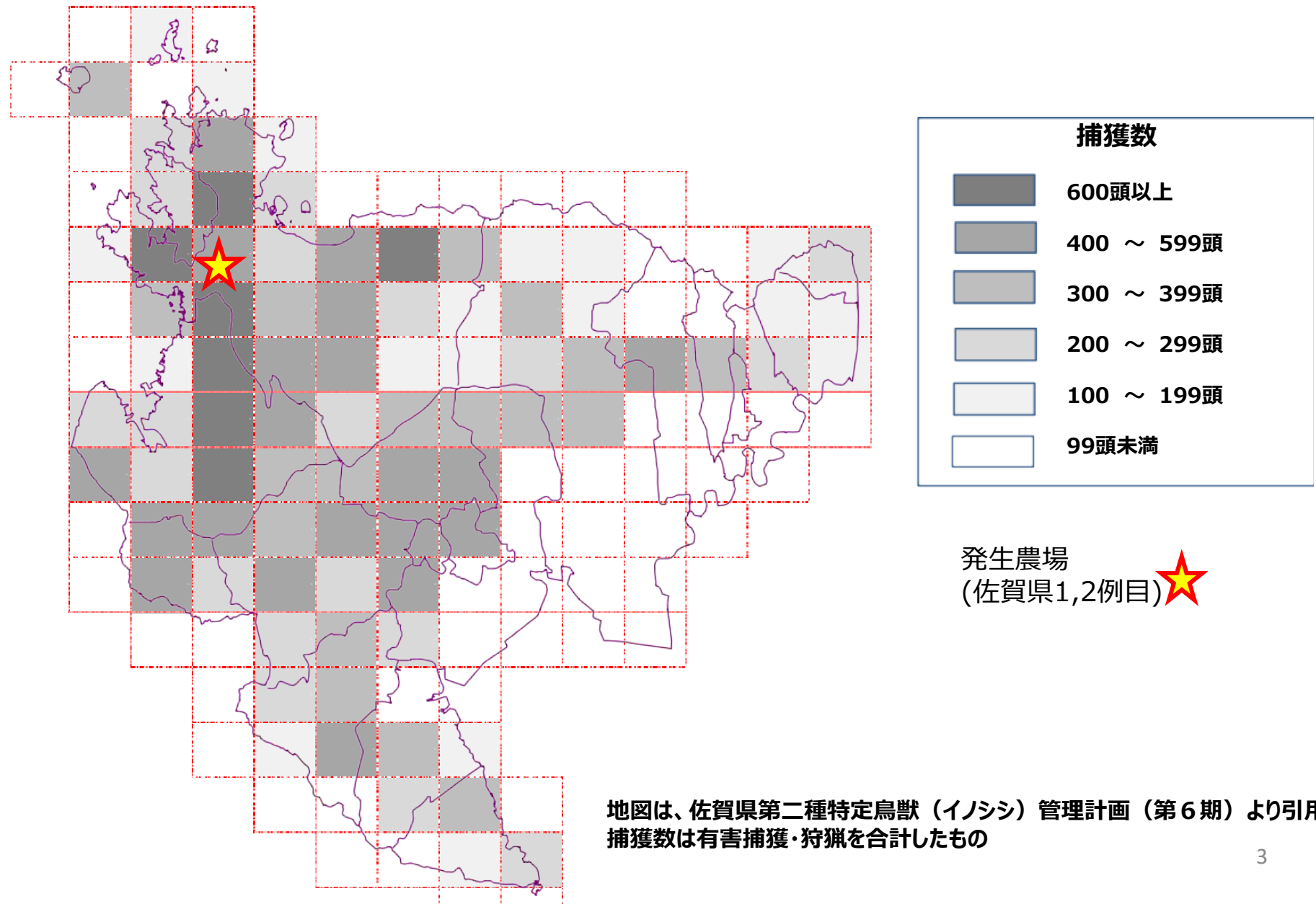
佐賀県での発生当時の野生イノシシでの検査状況

周辺県における野生イノシシの豚熱遺伝子検査状況（令和5年8月23日時点）

※令和5年5月以降に確認された陽性及び陰性個体の捕獲・発見地点をプロット



佐賀県 5 kmメッシュ毎の野生イノシシ捕獲数分布図（令和2年度）



- ▶ 豚熱には有効なワクチンが存在し、適切に接種すれば発生を予防することが可能です。
- ▶ 適切な衛生管理を行い、ウイルスの農場への侵入を防ぎましょう。
- ▶ 異状があった場合の早期通報を徹底し、周囲の農場等へのウイルスのまん延を防ぎましょう。

ワクチン接種の実施

○ワクチン接種の体制整備を迅速に進めます。

⇒九州各県をワクチン接種推奨地域に設定して、速やかな接種を進めます。



○ワクチンの供給を確保します。

⇒ワクチンは十分な在庫があり、増産についてもメーカーに要請しています。



○ワクチンの打ち手の確保が重要です。

⇒家畜防疫員だけでなく、研修を受ければ農場の飼養衛生管理者もワクチン接種が特例的に可能となります。

(各県で研修が速やかに進められるよう先行県の取組を共有するなど支援します。)



飼養衛生管理の徹底



○豚熱の発生を防ぐためには、日々の飼養衛生管理の徹底が最も重要です。

⇒ウイルスが農場内に持ち込まれないよう、消毒や衣服等の交換などをしっかりと行いましょう。



○豚熱のまん延を防ぐには、早期通報が重要です。

⇒異状がみられる場合や、死亡頭数が増加した場合は、最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。



野生いのしし対策の強化

○感染拡大防止には、野生いのししの感染状況の把握が重要です。

⇒各県において、猟友会等と連携して捕獲を強化するとともに、検査も強化します。

⇒いのししの死体を見つけた場合には、自治体や最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。⁴



佐賀県での飼養豚での豚熱発生を受けた野生イノシシ対策の強化について

- 令和5年8月30日に佐賀県の飼養豚農場において、豚熱が確認されたところ。
- こちらを受けた第91回牛豚等疾病小委員会での議論も踏まえ、野生イノシシ対策として、**まずは野生イノシシの捕獲を強化し、浸潤状況をより正確に把握することが重要である**ところから、これらの取組について推進しているところ。
- 併せて経口ワクチン散布の体制整備も進めていく。

○捕獲の強化について

佐賀県での発生を受け、野生イノシシの生息状況や、養豚場の状況、地理的状況を踏まえた**九州全域での野生いのししの捕獲の強化**について、農村振興局とともに農政局を通じ各県に依頼（令和5年8月30日）。
こちらを受け、各県で捕獲の強化エリアを策定。

野生イノシシの捕獲の強化について、**当局・農村振興局だけでなく、環境省、林野庁からも、各県等に依頼。**

○サーベイランスの強化

特に、令和5年9月から12月までをサーベイランス強化月間として、九州各県には、月60頭以上の検査を依頼
（令和5年8月30日）。
こちらを受け、各県でサーベイランス強化計画を策定。

同通知内で、**死亡個体の検査強化**についても併せて依頼。

佐賀県については、豚熱防疫指針に基づき、**感染が確認された唐津市の農場周辺半径10km圏内において感染確認検査を実施**するように通知（令和5年8月30日）。

○経口ワクチン散布の準備

野生イノシシで豚熱が確認された場合において、**経口ワクチンを迅速に散布できるように散布ができる体制を整えておくことが重要。**

県協議会の設立について、9月上旬から10月上旬までに実施いただくよう農政局を通じ**各県に要請**（令和5年9月5日）。

（参考）経口ワクチン散布に必要な主な事項

- ☑ **県協議会の設立**
- ☑ 全国協議会への加入
- ☑ 散布地域・散布地点の選定

九州における野生イノシシサーベイランス強化計画策定

○令和5年9月から12月までをサーベイランス強化月間として、九州各県には月60頭以上の検査を依頼し、各県でサーベイランス強化計画を策定。提出された計画については、適時適切なサーベイランスが実施できるか、農林水産省及び野生動物、疫学の専門家とともに内容を確認した。

【基本的な考え方】

A 佐賀県

唐津市飼養豚農場周辺で、豚熱がイノシシに浸潤しているのかを確認すると共に、特に、死体の検査が重要であり、そちらの通報の徹底等が必要。

B 福岡県、長崎県

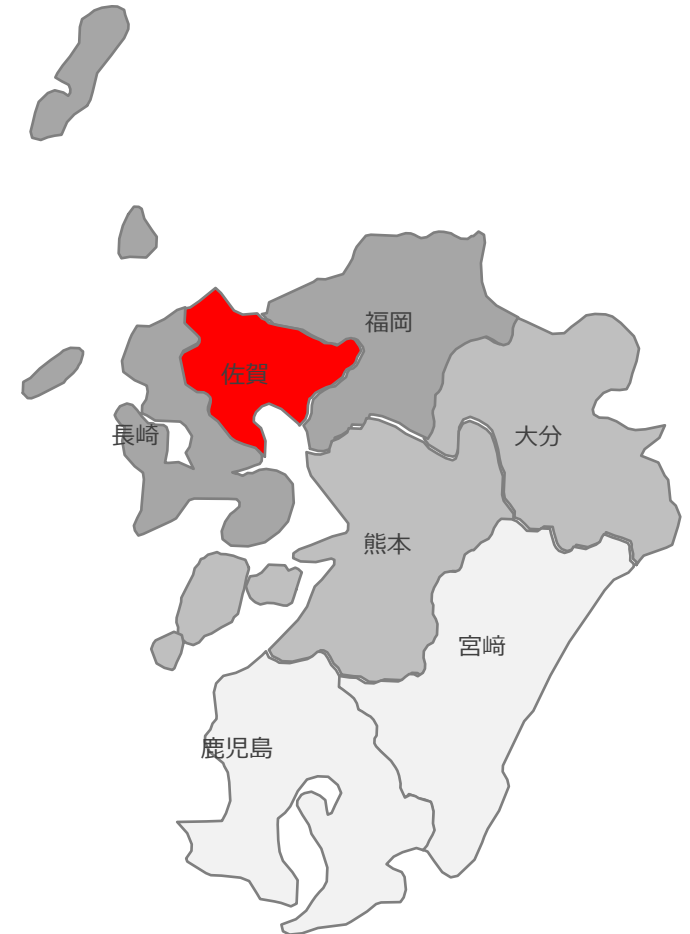
佐賀県と接していることから、佐賀県に近い地域について、特に迅速に検査数を増加させる必要があり、これらの地域に重心をおき、検査を実施していく必要。

C 大分県、熊本県

福岡県に近い地域や養豚場が多い地域について、特に侵入監視を重点的に実施する必要。

D 宮崎県、鹿児島県

侵入監視という観点で基本的には、満遍ない検査を実施するが、周囲の感染状況次第では、実施するエリアを随時変更する必要。



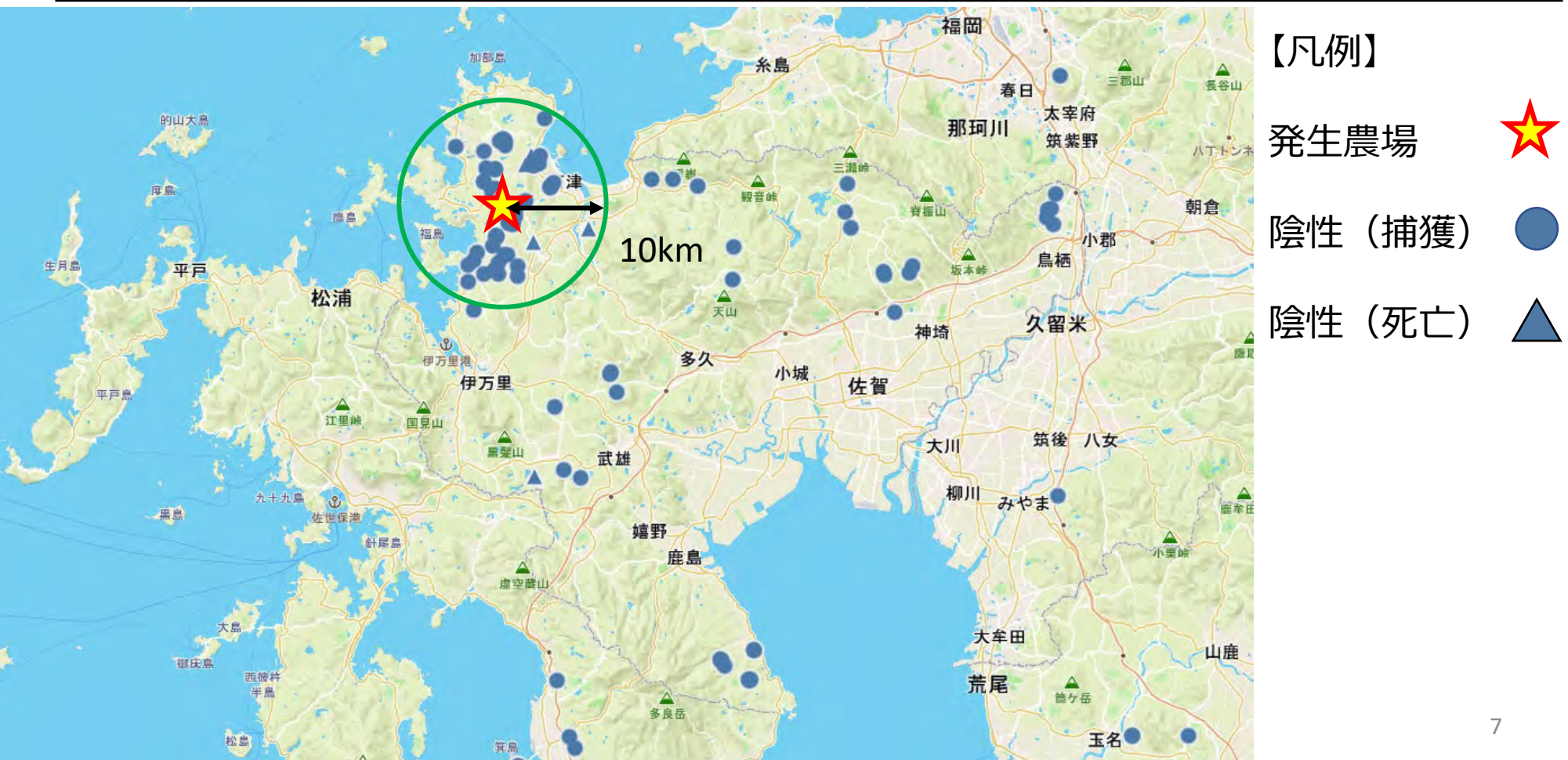
加えて、専門家より以下のコメントがあり、各県にフィードバック

- ・死体の検査が重要。特に、イノシシの被害や捕獲が多い林縁の沢から用水路までを見られることが効率的で周知が必要。
- ・一部県については、捕獲個体の位置情報について、更に正確に取得されるよう取得方法を改善する必要がある。

佐賀県での飼養豚での豚熱発生を受けた対応について

- 佐賀県においては、8月末に飼養豚において豚熱が確認されて以降、唐津市を中心に、野生イノシシ94検体（うち死亡個体5検体）について、遺伝子検出検査を実施したところ。9月26日時点で全検体で陰性を確認している。
- また佐賀県では、本年4月以降、52検体の抗体検査も併せて実施しており、全検体で陰性を確認している。

佐賀県における野生イノシシの豚熱遺伝子検査状況（令和5年9月26日時点）
※令和5年8月29日以降に確認された陽性及び陰性個体の捕獲・発見地点をプロット



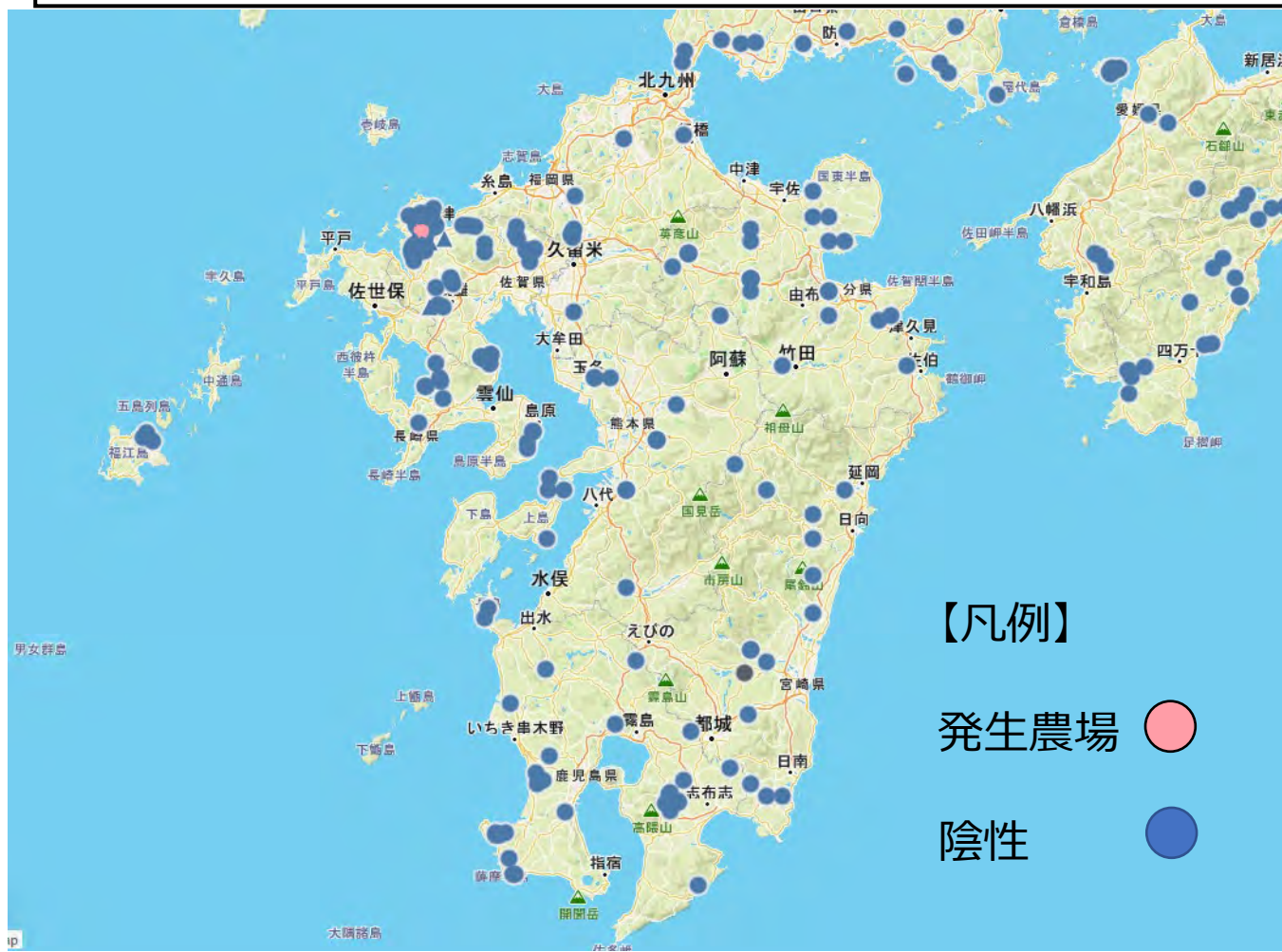
佐賀県での飼養豚での豚熱発生を受けた九州地方のサーベイランス強化状況

○九州各県において、毎月60頭の検査目標に向け各県において策定したサーベイランス計画を基に検査強化を図っており、いずれの県においても陽性は確認されていない。

九州地方における野生イノシシの豚熱遺伝子検査状況

(令和5年9月20日時点。なお、佐賀県については9月26日時点。)

※**令和5年8月29日**以降に確認された陽性及び陰性個体の捕獲・発見地点をプロット



【凡例】

発生農場 ●

陰性 ●

9月の豚熱遺伝子検査実績 (令和5年9月21日時点)

検査日ベースで集計

県名	検査頭数
福岡県	4
佐賀県	81
長崎県	17
熊本県	18
大分県	26
宮崎県	14
鹿児島県	37

佐賀県における感染確認検査について

飼養豚での感染が確認された段階

(令和5年8月30日)

豚熱に関する特定防疫指針第12の6に基づき、**感染が確認された唐津市の農場周囲10km圏内において感染確認検査を実施する必要がある**、感染確認検査については、発生当時の状況において、“当面の間、継続すること”としたところ。



現時点の状況

(令和5年9月26日時点)

- ・発生以降、**発生農場周囲10km圏内の野生イノシシ59検体の検査を行い、全てで陰性を確認**(うち、死亡個体4検体。)
- ・9月19日より、佐賀県における**飼養豚のワクチン接種が開始**。
- ・9月20日に、**発生農場における防疫措置が完了**。

感染確認検査の終了の考え方について(案)

当該地域について、**引き続き防疫指針3-1の4に基づき浸潤状況確認検査を行っていくことを前提**とし、以下2点を満たした時点で、**防疫指針第12の6に基づく感染確認検査の終了・継続**について判断する。

- ①発生以降、**10km圏内において100頭**(A.95%の信頼度で母集団の3%又はB.99%の信頼度で母集団の5%の本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数) **の検査を実施**。
- ②**防疫措置完了から28日が経過**し、移動制限区域が解除(最短10月19日)。

母集団X%の割合で確認される陰性が何検体連続で確認されるか。

- A. $(1-0.03)^{100}=0.047553$
- B. $(1-0.05)^{100}=0.005921$

留意事項

- A. 佐賀県のイノシシの狩猟期間は11月1日開始。
(ただし、「はこわのみ」及び「止めさしのための銃器」使用の場合。それ以外の手法は11月15日開始)。
- B. 9月8日埋却地から滲出液の漏出を確認。環境試料の遺伝子検査により陰性を確認。
- C. 周辺は野生イノシシが捕獲される地域。疫学調査の結果から、野生イノシシの直接・間接的な関与が否定できない。

参考：防疫指針留意事項78 野生いのししにおける感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、**少なくとも28日間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、半径3km以内の区域については採材を積極的に実施する**。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムPCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と協議の上、PCR検査を実施する。

(中略)

なお、**予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも28日間」については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる**。